

令和9年度使用岐阜地区小・中学校用教科用図書の採択方針

1 基本方針

- (1) 義務教育諸学校における教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施する。
- (2) 教科書の採択にあたっては、協議会委員、調査研究員等の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう配慮する。とりわけ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう特に留意する。
- (3) 次の各項目を踏まえ、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択する。
 - ・学習指導要領（平成29年3月告示）を踏まえ、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の実現につながるものであること。
 - ・教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること。
 - ・障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること。
- (4) 教科書の選定にあたっては岐阜地区採択協議会において十分な審議を行う。
- (5) 教科書の採択が、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択するものであることを踏まえ、保護者や地域住民に対してその説明責任を果たすという観点から、岐阜地区採択協議会における選定資料や議事録、採択結果及びその理由等、教科書採択に関する情報を積極的に公表する。

2 採択にあたっての留意事項

- (1) 小・中学校用教科書について
 - ・基本的に令和8年度に使用していた教科書と同一のものを採択する。
- (2) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について
 - ・上記(1)にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和7年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。
- (3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について
 - ・特別支援学校及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができる。
 - ・調査研究にあたっては、岐阜県教育委員会において作成される「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」を十分活用し、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。

3 岐阜地区採択協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

- (1) 設置
 - ・最初の会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。
 - ・次の事項について、協議会が設置され次第速やかに岐阜県教育委員会に報告する。
 - ①採択地区協議会規約、設置・運営方針及び採択方針
 - ②協議会について

- ア 名称、目的、組織、構成
- イ 委員の選出、委嘱の方法など
- ウ 委員の名簿
- エ その他

(2) 運営及び協議

- ①令和8年7月24日（金）までに、種目ごとに同一の教科書を採択することについて、すべての協議を終える。
- ②市町教育委員会は、岐阜地区採択協議会最終日の翌日から令和8年8月3日（月）までの期間中に採択を決議し、採択地区協議会にその旨を報告する。
- ③市町教育委員会の採択決議が全て終了することにより、地区採択が完了したものとする。
- ④市町教育委員会は、採択完了後に、各学校へ採択結果を通知する。
- ⑤保護者等の幅広い視点からの教科書についての意見を聞くことができるよう、岐阜地区採択協議会の委員の構成や協議の進行の仕方等を工夫改善する。
- ⑥市町教育委員会における協議が整わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続きを明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くしたうえで決めるなど、最終的な合意形成の方法をあらかじめ定める。
- ⑦岐阜地区採択協議会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな審議環境の確保と開かれた採択等について、不断の見直しを行う。
- ⑧採択結果及びその理由をはじめとした教科書採択に関する情報を保護者や地域住民等が容易に得ることができるよう、広報の時期・方法等について不断の改善を図る。